

企画競争に係る募集公告

下記の実施要領に基づき、企画競争により調査研究テーマを募集します。

平成22年5月20日

契約事務責任者
独立行政法人農畜産業振興機構
総括理事 村尾 誠

「畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業実施要領」

第1 企画競争に付する事項

平成22年度畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業

第2 事業の目的

畜産物の価格の安定や生産者・関連産業の健全な発展を図るためには、生産者や関係業界などの関係者が、需給動向の判断材料及び技術革新の動向などの情報を的確に把握することが重要である。

このことから、機構が畜産物の生産、流通、消費等に関する情報を適正かつ効率的に広く畜産関係者等（行政、関係団体等）に対して提供するために、大学等の試験研究機関の研究者などから、畜産物に関する基礎的または応用的な調査・研究テーマを募集し、審査・選考の上、調査研究を委託して実施する。

第3 募集テーマ

【一般テーマ】

畜産物の需給に影響を及ぼす生産、流通、消費等に関する経済・経営及び社会的な調査・研究とし、他の団体等からの調査研究費の助成を受けていないもので、未発表のものとする（自然科学分野における調査研究は対象としない）。

【特別テーマ】（優良事例の調査・分析）

- ①畜産業の企業化や異業種参入等の新しい畜産業への取組
- ②国内産地、流通加工、販売段階でのコスト低減に向けた新たな取組
（畜産物の需給の緩和、安全かつ価格意識を強める消費行動等）

第4 応募資格要件

- (1) 大学、都道府県の試験場、その他の研究・教育・指導機関に所属する者

- (2) 応募テーマについて、他の団体等から調査研究費の助成を受けていないもので、未発表のもの

第5 委託の条件

(1) 契約限度額

調査研究費の額は、原則として1件当たり150万円を限度とする。

- (2) 委託契約において、別紙様式第2号に基づく「委託契約書」にて契約が締結できる者

(3) 委託費の支払

委託費の支払においては、原則として、委託費の額が確定した後、請求によりその支払を行うこととする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、概算払を行うことができることとし、委託費の8割を上限とする。

(4) 調査研究期間

採択後、所定の手続を経た時点から開始し、原則として平成23年2月末日までに終了すること。

(5) 報告書

契約期間は平成23年3月末日とし、同日までに報告書(A4版、横書き)及び要約版(以下「報告書等」という。)((8,000字程度)を読者にわかりやすい内容)を作成し提出すること。

第6 応募方法等

本事業への応募を希望される方は、別紙様式第1号に基づき「畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業申請書(以下「申請書」という。)」を作成し、持参又は郵送(期間内必着)により提出すること。

(1) 提出期限

平成22年6月30日(水)

(2) 提出場所

〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部情報課

学術研究事業担当者 あて

(3) 申請書作成に要する費用の負担

申請書作成及び提出に要する費用は負担しない。

(4) 申請書等の返却の可否等

ア 提出された申請書は返却しない。

イ 提出された申請書は、事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(5) 申請書作成上の注意

ア 虚偽の記述や記入漏れがある場合は、審査の内容にかかわらず不採択と

なる場合があるので、注意すること。また、採択後に虚偽記載が判明した場合は、採択を取り消す場合がある。

イ 申請書には、所属機関長の公印を押印するものとし、実施に当たっては所属する機関と委託契約を締結することとする。

第7 審査基準

機構の役職員等で構成する選考委員会を設置し、以下の評価基準に基づいて提出された申請書を各委員が評価する。各委員の評価は別紙のとおり点数化し、基準点に達したもので点数が高かったものから順に委託契約予定者とする。ただし、特別テーマの応募者の中で最も評価が高く基準点に達しているものについては、一般テーマを含めた総合順位にかかわらず採択することとする。

なお、本年度の採択予定数は5本程度である。

(1) 評価基準

以下の基準ごとに評価を行い、総合的に採択に値するかを審査する。

ア 畜産物需給安定の視点（畜産物の需給の安定を実現するために、需給に影響を及ぼすと見込まれる様々な要因・事例を分析した調査研究であるか）

イ 新規性（斬新な視点で分析された研究であるか）

ウ 調査研究計画が、調査研究の目的に沿って期間内に具体的な結果を得られるものであって、妥当なものになっているか。

エ 調査研究の結果が機構の月報に掲載するのに妥当か（予想される調査研究結果が極度に偏った分野において専門的で、汎用性に乏しいものではないか）

(2) 評価の集計方法

別紙のとおり

第8 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に通知する。

第9 報告書等の出版等

機構は、報告書等の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行うことができるものとする。

第10 その他

採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年法律第百四十号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合がある。

第11 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構

調査情報部情報課（担当：齋藤）

電話：03-3583-9807

FAX：03-3584-1246

別紙様式第1号

畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業申請書

1	研究課題	①一般テーマ ②特別テーマ (該当する方に○を付すこと)		
2	代表者			
	氏名	印		
	所属機関名	役職名		
		電話	—	—
		FAX	—	—
		e-mail		
	所属機関所在地 (〒 —)	電話	—	—
		FAX	—	—
		e-mail		
	自宅住所 (〒 —)			
	調査研究形態：	個人	共同	(該当する方に○を付すこと)
	代表者の略歴			
3	調査研究の目的と必要性			
4	委託費申請金額			
	使途計画	総額	千円	
	項目	金額 (千円)	積算	
	調査研究費		(内訳) 消耗品費 旅費 通信運搬費 賃金 諸雑費	
	合計			
	(注) 1 積算の内訳について、明示すること。 2 当該研究に必要な諸雑費は計上しても差しつかえない。			

5 調査研究組織（代表者及び共同研究者）						
	氏名	所属機関・職名	現在の専門	最終卒業学校	学位	役割分担
代表者						
共同研究者						
6 代表者所属機関長承諾書						
<p>当機関に所属する上記代表者が貴機構の畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業に応募することを承諾する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>所属機関長名</p>						
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">職印</div>						
7 調査研究課題に関連する国内外における調査研究状況						
8 調査研究計画及び方法						
9 本調査研究の特徴点						
10 その他特記すべき事項						
11 本事業の募集について、何を見て応募しましたか（該当する方に○を付すこと）						
①当機構ホームページ ②当機構ホームページ以外 ③メールマガジン						

注：7～10については、記入しきれない場合は別紙にて提出のこと。

委託契約書

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 木下 寛之(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、平成22年度畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業(以下「委託事業」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託事業)

第1条 甲は、次の各号により委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

(1) 委託する調査研究課題

(2) 委託事業の内容及び経費

別添1の「委託事業計画書」のとおり

(3) 履行期限 平成 年 月 日

(委託事業の遂行)

第2条 乙は、委託事業の実施に当たっては、別添1の委託事業計画書に従って実施しなければならない。

(委託費の限度額)

第3条 甲は、委託事業に要する経費(以下「委託費」という。)として、金 千円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を別添1の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも、また同様とする。

(契約保証金)

第4条 乙が甲に納付する契約保証金は、免除する。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告)

第6条 乙は、委託事業が終了したとき(委託事業を中止し、又は廃止するときを含む。)は、委託事業の成果を記載した調査研究報告書及び別添2の委託費収支報告書を甲に提出する。

(委託費の額の確定)

第7条 甲は、前条の規定により提出された報告書を調査の上、本契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの請求によりその支払を行う。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。ただし、委託費の限度額の8割の額とする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、別添3の委託費概算払請求書を甲に提出する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第7条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還する。

(委託事業の中止等)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難になったときは、甲に届け出てその指示に従う。

(委託事業の調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査できる。

(履行遅延)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限内に債務を履行することができない場合において、機構の業務運営上著しく支障を及ぼすと認められるときは、契約を解除しないで、相当の期間を限り、これを履行遅延として取扱うことができるものとする。

2 甲は、前項の規定により履行遅延の取扱いをした場合において、契約代金（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約代金を除く。）について年5.00パーセントの割合で計算した金額を乙から遅延金として徴収することとする。

3 甲は、天災その他の不可抗力又は乙の責めに帰することのできない事由により、乙が特定の期限内に債務を履行することができないと認める場合には、履行遅延としないうで相当の期間を限り期限を延長することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は機構の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができる旨を契約に定めておかななければならない。

(1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取ることができるもの

とする。この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(契約解除による違約金の徴収)

第14条 甲は、第13条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に違約金として徴収することとする。

(遅延利息)

第15条 甲は、乙が第14条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収することとする。

(報告書等の出版等)

第16条 甲は、報告書及び要約版の出版又はホームページへの掲載若しくはその両方を行うことができるものとする。

(帳簿等)

第17条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出に関する書類を、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(疑義の解決)

第18条 前各条のほか、知的所有権等に関すること及びこの契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

委託者 (乙)

東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

別添1

委託事業計画書

1 委託事業の目的及び方法

「畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業申請書」記載のとおり。

2 委託費収支予算

(単位：円)

	項 目	金 額	備 考
収 入	委 託 費		
支 出	調査研究費		(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計		

(注1) 支出計画の区分は、下記の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業委託費の使用基準

消耗品費	この調査研究に必要とする実験用材料等の購入費（固定資産となる備品を除く。）
旅 費	この調査研究に必要とする資料収集、調査、研究打合せ等に係る旅費とし、所属大学（団体）の旅費規程により支出するもの。
通信運搬費	この調査研究に必要とする郵便料、電話料金等
賃 金	この調査研究に必要とする実験補助員、調査補助員に対する賃金
諸 雑 費	この調査研究に必要とする写真現像費、計算機使用料、印刷費、会議費、謝礼等とし、具体的な内容を項目に記載し、それぞれの経費の金額を記載すること。

別添2

畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業委託費収支報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した委託事業が完了したので、同契約書第6条の規定に基づき、委託費の収支について下記のとおり報告します。

なお、併せて委託費の精算額 円を請求します。

記

- 1 調査研究課題
- 2 収支精算

	項 目	予算額 (A)	確定額 (B)	差し引き (A-B)	備 考
収 入	委 託 費	円	円	円	既 受 領 額 円 今 回 請 求 額 円
支 出	調査研究費				(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計				

(注1) 支出の区分は、別添1の委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

- 3 振込先金融機関

銀行 支店
預金 口座番号

預金者名義

別添3

畜産物需給関係学術研究情報収集推進事業委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所属機関名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付けで委託契約を締結した委託事業の委託費について、同契約書第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払により交付されたく請求します。

記

1 調査研究課題

2 請求額

	項 目	予算額	請求額	% (請求額/ 予算額)	備 考
支 出	調査研究費	円	円		(内訳) 消 耗 品 費 旅 費 通 信 運 搬 費 賃 金 諸 雑 費
	合 計				

(注1) 支出の区分は、別添1の委託費の使用基準を参照すること。

(注2) 備考の欄には、積算について明示すること。

3 振込先金融機関

銀行 支店
預金 口座番号
預金者名義

別紙

評価の集計方法

各選考委員の評価は別添審査票の項目に基づいて実施し、下表のとおり点数化する。満点の 75%を基準点とし、総合得点が基準点に達したもののの中から上位のものを委託契約候補者とする。

- * 選考委員一人の持ち点 15点/選考委員 8名 (予定)
満点=15点×8名=120点
基準点=120点×0.75=90点

評価項目	点数		
	A	B	C
畜産物の需給安定の視点	3	2	1
新規性	3	2	1
研究計画の妥当性	3	2	1
月報掲載の妥当性	3	2	1
総合評価	3	2	1

別 添

審 査 票

受付番号：	代表研究者名：	所属：
テーマ：		
<p>それぞれの項目ごとにABCのいずれかに○を付けて下さい。</p> <p>A：評価できる。 B：特に問題も無いが、特に評価できるものではない。 C：採択に値しない。</p> <p>1 農畜産業振興機構が支援する意義</p> <p>ア 畜産物の需給安定の視点（畜産物の需給の安定を実現するために需給に影響を及ぼすと見込まれる様々な要因事例を分析した調査研究であるか）</p> <p style="text-align: center;">A B C</p> <p>イ 新規性（斬新な視点で分析された研究であるか）</p> <p style="text-align: center;">A B C</p> <p>2 研究内容の妥当性</p> <p>ア 調査研究が調査研究の目的に沿って、期間内に具体的な結果を得られると見込まれるものであるか</p> <p style="text-align: center;">A B C</p> <p>イ 内容から見て、月報に掲載するのは妥当か</p> <p style="text-align: center;">A B C</p> <p>3 総合評価及びコメント：（A、Cについては必ずコメントを記載して下さい）</p> <p>A：</p> <p>B：</p> <p>C：</p> <p>（参考意見）</p> <p>研究の本来的な意義及び発展性</p> <p>（機構が支援する意義のほかの研究意義、発展性等があればコメント下さい）</p>		